患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに 応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書 を提供した場合(区分番号A000に掲げる初 診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機 関に次回受診する日の予約を行った場合はこの 限りでない。)に、提供する保険医療機関ごと に患者1人につき3月に1回に限り算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定 める患者について、診療に基づき、頻回の情報 提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保 険医療機関に情報提供を行った場合は、注1の 規定にかかわらず、月1回に限り算定する。
- 3 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I) (同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限る。)を算定した月は、別に算定できない。

 $B \ 0 \ 1 \ 1 - 3$ (略)

B011-4 退院時薬剤情報管理指導料 (略)

注<u>1</u> (略)

2 保険医療機関が、入院前の内服薬を変更又は 中止した患者について、保険薬局に対して、患 者又はその家族等の同意を得て、その理由や変 更後の患者の状況を文書により提供した場合に 、退院時薬剤情報連携加算として、60点を所定 点数に加算する。

 $B \ 0 \ 1 \ 2 \sim B \ 0 \ 1 \ 8$ (略)

第2部 在宅医療

区分

C 0 0 0 歯科訪問診療料(1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

B 0 1 2 ~ B 0 1 8 (略) 第 2 部 在宅医療 区分 C 0 0 0 歯科訪問診療料(1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注 1~12 (略)

13 1から3までについて、在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2以外の診療所であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさないものにおいては、次に掲げる点数により算定する。

イ 初診時

<u>261</u>点

口 再診時

53点

14 • 15 (略)

11 10 ()

 $\sim C \ 0 \ 0 \ 1 - 2$ (略)

C 0 0 1 - 3 歯科疾患在宅療養管理料

1 • 2 (略)

3 1及び2以外の場合

200点

 $注 1 \sim 6$ (略)

7 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料、区分番号B000-4-3に掲げる口腔機能管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)、区分番号B002に掲げる周術期等 時定疾患療養管理料、区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料、以別に算定できない。

C 0 0 1 - 4 (略)

C 0 0 1 - 4 - 2 在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき) (略)

注 1~12 (略)

13 1から3までについて、在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2以外の診療所であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさないものにおいては、次に掲げる点数により算定する。

イ 初診時

<u>251</u>点 51点

口 再診時

14・15 (略)

 $\sim C \ 0 \ 0 \ 1 - 2$ (略)

C 0 0 1 - 3 歯科疾患在宅療養管理料

1 • 2 (略)

3 1及び2以外の場合

190点

注1~6 (略)

7 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料は、別に算定できない。

C 0 0 1 - 4 (略)

C 0 0 1 - 4 - 2 在宅患者歯科治療時医療管理料 (1日につき) (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身的な管理が必要な患者に対し、第8部処置(区分番号I009、I009-2、I010及びI011-3に掲げるものを除く。)、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M001からM003まで又はM003-3に掲げるもの(全身麻酔下で行うものを除く。)に限る。)を行うに当たって、必要な医療管理を行った場合に算定する。

2·3 (略)

C 0 0 1 - 5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 1 ~ 3 (略)

注 1 (略)

- 2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-2に掲げる歯周病安定期治療(I)、区分番号I011-2-3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I011-2-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号I01-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置及び区分番号H001に掲げる摂食機能療法は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 3 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した月において、区分番号B000 -4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B00

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身的な管理が必要な患者に対し、第8部処置(区分番号 I 0 0 9 、 I 0 0 9 - 2、 I 0 1 0 及び I 0 1 1 - 3 に掲げるものを除く。)、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M001から区分番号M003までに掲げるもの(全身麻酔下で行うものを除く。)に限る。)を行うに当たって、必要な医療管理を行った場合に算定する。

2 • 3 (略)

C 0 0 1 - 5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 1 ~ 3 (略)

注1 (略)

- 2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-2に掲げる歯周病安定期治療(I)、区分番号I011-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号I011-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置及び区分番号H001に掲げる摂食機能療法は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 3 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した月において、区分番号B000 -4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B00

0-4-3に掲げる口腔機能管理料、区分番号 B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区 分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養 管理料及び区分番号C001-6に掲げる小児 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理 料は別に算定できない。

 $4 \sim 7$ (略)

C 0 0 1 - 6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管 理料 450点

 $注 1 \sim 2$ (略)

3 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料及び区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は別に算定できない。

4 • 5 (略)

- 6 当該保険医療機関の歯科医師が、他の保険医療機関に入院している患者に対して、当該患者の入院している他の保険医療機関の栄養サポートチーム等の構成員として診療を行い、その結果を踏まえて注1に規定する口腔機能評価に基づく管理を行った場合は、小児栄養サポートチーム等連携加算1として、80点を所定点数に加算する。
- 7 当該保険医療機関の歯科医師が、児童福祉法 第42条に規定する障害児入所施設等に入所して いる患者に対して、当該患者の入所している施

2に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号 C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料 及び区分番号C001-6に掲げる小児在宅患 者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は別 に算定できない。

 $4 \sim 7$ (略)

C001-6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 450点

 $注 1 \sim 2$ (略)

3 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料及び区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は別に算定できない。

4·5 (略)

(新設)

(新設)

設で行われる食事観察等に参加し、その結果を 踏まえて注1に規定する口腔機能評価に基づく 管理を行った場合は、小児栄養サポートチーム 等連携加算2として、80点を所定点数に加算す る。

 $C 0 0 2 \sim C 0 0 6$ (略)

C 0 0 7 在宅患者連携指導料 (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I) を算定している患者については算定できない。

C O O 8 (略)

第3部 検査

通則

 $1 \sim 5$ (略)

第1節 検査料

区分

(歯科一般検査)

 $D 0 0 0 \sim D 0 1 1 - 3$ (略)

<u>D011-4</u> 小児口唇閉鎖力検査(1回につき) <u>100点</u>

<u>注</u> 小児口唇閉鎖力測定を行った場合は、3月に1 回に限り算定する。

D012 舌圧検査(1回につき)

(略)

注1 舌圧測定を行った場合は、<u>3</u>月に1回に限り 算定する。

2 (略)

D 0 1 3 (略)

D014 睡眠時歯科筋電図検査(一連につき)

580点1

<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 $C 0 0 2 \sim C 0 0 6$ (略)

C 0 0 7 在宅患者連携指導料

注 1 ~ 3 (略)

4 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I) 又は区分番号B011に掲げる診療情報連携共 <u>有料</u>を算定している患者については算定できない

C O O 8 (略)

第3部 検査

通則

 $1 \sim 5$ (略)

第1節 検査料

区分

(歯科一般検査)

 $D 0 0 0 \sim D 0 1 1 - 3$ (略)

(新設)

D012 舌圧検査(1回につき)

(略)

(略)

注1 舌圧測定を行った場合は、<u>6</u>月に1回に限り 算定する。

2 (略)

D 0 1 3 (略)

(新設)